

平成十六年政令第十七号

弁護士法第五条の二第三項の手数料の額を定める政令

内閣は、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第五条の三第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

弁護士法第五条の二第三項の政令で定める手数料の額は、申請一件につき一万九千八百円とする。

附 則

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 （平成十六年三月三十一日政令第九二号）

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。